

利用料金加算制度（市外・営利加算）の新設・運用変更について（お知らせ）



東大阪市では、市内の公共施設における運用のバラツキを統一し、公平性を担保することを目的として見直しを行いました。スポーツ施設においては、令和８年１２月１日以降の使用分から「使用料金加算制度（市外・営利加算）」の一部運用が変更となり、これまでの使用料金と異なる場合があります。

利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いします。

変更点１

★市外加算・・・市内在学・在勤を除く市外在住者の方が利用される場合に対象となります。（加算率１．５倍）

変更点２

★営利加算・・・利用主体別、利用内容別で一定の利用目的の場合に対象となります。（加算率２．０倍）

※営利加算の対象となる事例は裏面の通りです。

★営利法人・個人事業主　…　企業・事業活動での利用をする場合、金銭の授受の有無にかかわらず、営利加算の対象となります。

「金銭の授受有り」
① 主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
② 主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
③ 主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。

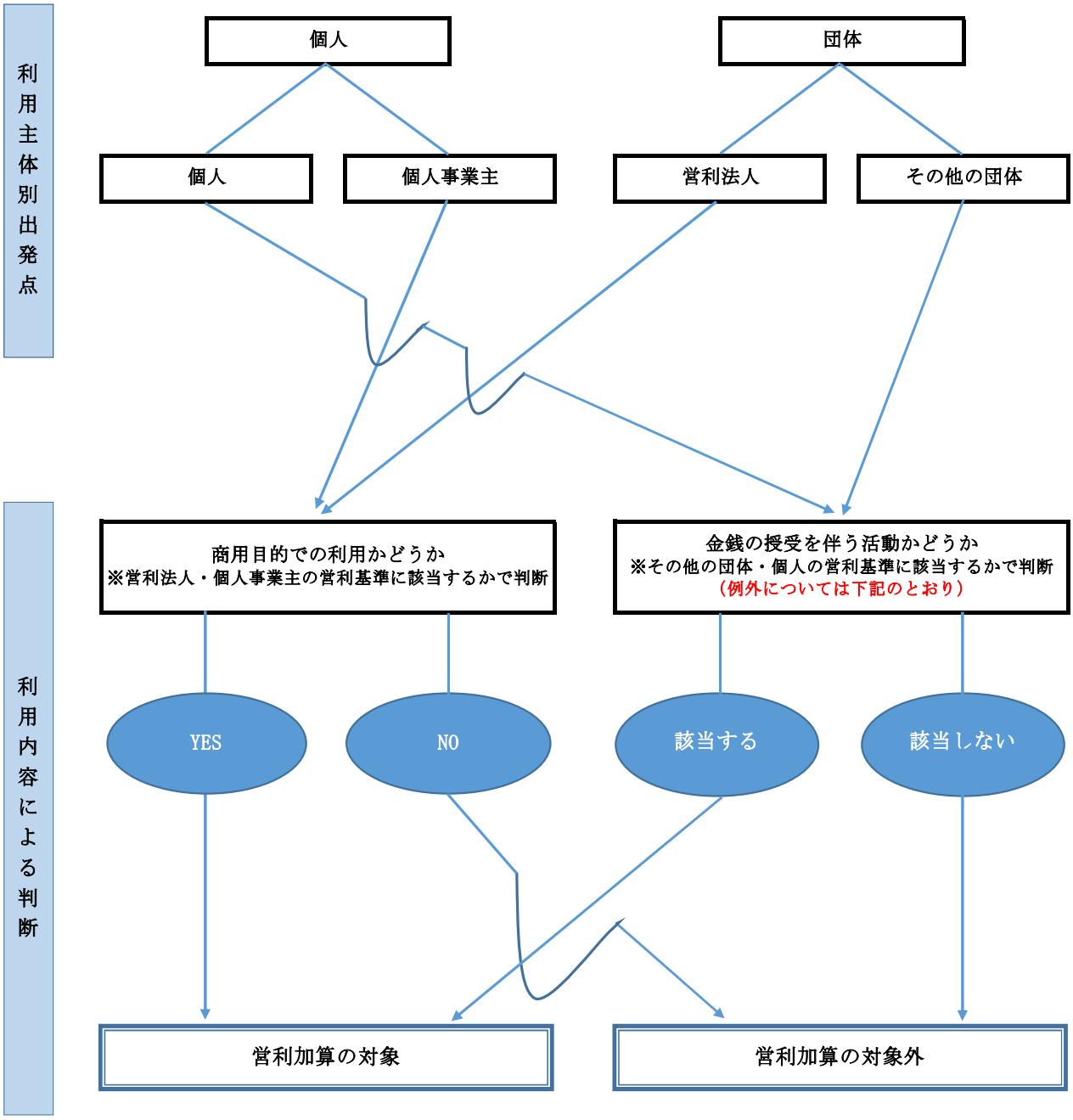
「金銭の授受無し」
⑤ 参加費・入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）。
⑥ 商品・事業説明会、研修、会議、撮影などの業務（企業）活動。
⑦ 会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
⑧ その他企業・事業活動での利用の場合。　※チャリティ活動等一部例外あり

★その他の団体・個人　…　①～④の金銭の授受が有る利用をする場合、営利加算の対象となります。

「金銭の授受有り」
① 主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
② 主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
③ 主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。

【金銭の授受が有るものの、以下に該当する場合は営利加算の対象外となります】
・②③の利用で、徴収する会費等が施設使用料の２倍の範囲内である場合。
　※事業計画書の提出が必要です。
・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
・大会や発表会で、入場料を徴収しない場合。

営利・入場料等加算適用フローイメージ



〇営利法人とは　・・・事業活動（ビジネス）によって利益を獲得し、その得られた利益を構成員に分配することを目的とする法人

〇個人事業主とは・・・法人を設立せずに個人で事業を営んでいる人。税務署に「開業届」を提出して事業の開始を申請している事業者

※営利法人・個人事業主の利用で営利加算の対象外となる事例
・チャリティ活動での利用で、得られた収益を寄付する催事　等

※その他の団体・個人の利用で金銭の授受を伴う活動であるものの、営利加算の対象外となる事例
・主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施するが、徴収する会費等が営利加算後の各施設使用料の範囲内である場合。※事業計画書の提出が必要です。
・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
・大会や発表会等で、入場料を徴収しない場合。